

【参考】

委託契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、別紙仕様書に掲げる事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 この契約の委託料は、12,163,000円（うち消費税額及び地方消費税額1,105,727円）とする。

2 甲は、前項に規定する委託料を概算払することができる。

3 乙は、前項の支払を受けようとするときは請求書を甲に提出するものとし、甲は、請求書が正当であると認めたときは当該書類を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、秋田県財務規則第177条第1項により、乙が納付する契約保証金額は、1,217,000円とする。

2 前項に規定する契約保証金は、秋田県財務規則第179条第1項により、乙の義務履行があったときに還付するものとする。

（実施計画書等）

第5条 乙は、この契約締結後30日以内に、委託事業の実施計画書を甲に提出するものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 乙は、委託事業を実施するにあたり、甲が定めた事業内容を変更しなければならない事情が生じたときは、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、委託事業を中止しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に定める事業計画の変更又は中止により、本契約条件の変更が必要になったときは、甲と乙が協議して、変更契約を別に締結するものとする。

（委託事業の処理方法）

第7条 乙は、仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託事業を実施するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら

ない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本契約を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して委託事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は支払った委託料の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が本契約に違反したとき
- (2) 乙が契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき

(委託業務完了届)

第12条 乙は、事業完了後1か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、事業実施報告書(任意様式)、業務完了報告書(様式1)を甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条の事業実施報告書を受領したときは、速やかに報告内容について検査を行わなければならない。

2 前項の結果不合格となり、成果品の補正を命ぜられたときは、乙は、停滞なく当該補正を行い、甲に事業実施報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第14条 乙は前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 前項の支払を受けようとするときは、請求書を甲に提出するものとし、甲は請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木健太

(乙)

様式 1

令和 年 月 日

秋田県知事 へ

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第 12 条の規定により報告します。

記

- 1 事業名 デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
(1) 事業実施報告書

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にそ

の取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（個人情報の安全管理）

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

「デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業」業務委託仕様書

本事業の受託者は、次により業務を行うものとする。

1 委託業務名 デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業業務委託

2 委託業務の目的

本県における国民健康保険被保険者（以下「国保被保険者」という。）の一人当たり医療費は年々増加しており、医療費の適正化が課題となっている。特に、一人当たり年間約500万円の医療費を要する人工透析への移行を予防することは重要であり、その原疾患の第1位を占める糖尿病性腎症の重症化予防を着実に進めていく必要がある。

一方で、本県はメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高く（令和5年度：全国2位）※、糖尿病の発症予防に向けた取組の強化も併せて重要となっている。

糖尿病の発症予防には、生活習慣の見直しと定期的な健診受診が重要であり、各市町村においては、国民健康保険被保険者（以下「国保被保険者」という。）に対し、健診の受診勧奨や対象者への保健指導が行われているところである。しかし、生活習慣の改善は、個人の意思のみでは継続が困難なケースも多く、日常生活に寄り添った継続的なサポート体制の構築が求められる。

そこで、デジタルツールを活用した「血糖値の見える化」や「仲間との相互支援（ピアサポート）」を組み合わせることにより、対象者の主体的な改善行動の継続を促すとともに、県がモデル事業として実施し、その有効性や課題を整理・提示することにより、市町村における発症予防の新たな取組を促進することを目的とする。

※出典：厚生労働省「特定健診・特定保健指導の実施状況」

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

本事業は、「2 委託業務の目的」を達成するため、デジタルツールを活用した血糖変動の測定や仲間との相互支援を組み合わせることにより、個人の主体的な改善行動の継続を支援するものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

(1) 事業の対象

本事業は、事業への参加を希望する3自治体（以下「モデル自治体」という。）の国保被保険者において、次の要件を満たす者（以下「対象者」という。）のうち、本人の同意が得られた者（以下「参加者」という。）を対象とする。なお、対象者の抽出及び同意の確認は各モデル自治体において行い、参加者の上限は各自治体30名とする。

① 特定健康診査の結果から、HbA1c5.6%以上6.5%未満であり、かつ、糖尿病の治療歴のない者。

② スマートフォンを所有し、専用アプリの利用が可能な環境にある者。

(2) 対象者の除外条件

(1)に該当する者のうち、以下のいずれかに該当する場合は、本事業の対象としない。

① 国民健康保険の被保険者の資格を喪失している者

② がん等で終末期にある者

③ 認知機能障害がある者（ただし、周囲に介護者等がおり、当該事業を実施することが可能であると自治体が認めた場合は、この限りではない。）

- ④ その他、当該事業の実施が困難であると県、受託者及びモデル自治体が合意した者
- (3) ピアサポートを活用した行動変容支援アプリの提供
- ① ピアサポートを活用した行動変容支援アプリ（以下「アプリ」という。）内でグループを構成し、同じ目的をもつ仲間同士が、チャットを通じて日々の運動や食事記録を報告したり、励まし合うことにより、行動変容につなげられるアプリを提供すること。
 - ② アプリでは匿名性を担保しつつ、心理的安全性の高いコミュニティ内で、コミュニケーションを活性化する仕組みや離脱を防止する仕組み、参加者が主体的に生活習慣の改善に取り組むことができる仕組みなど、ナッジ理論を応用した機能を有すること。
 - ③ アプリの長期的な利用実績と生活習慣の改善実績を有すること。
 - ④ アプリの機能要件は、「5 アプリの機能要件」を参照すること。
- (4) 持続血糖測定器の提供
- ① 参加者全員に対し、持続血糖測定器を事業開始時及び終了時の計2回提供すること。
 - ② 持続血糖測定器は、以下の要件を満たすものとする。
 - ア 機器の種類
 - ・皮下に挿入したセンサーにより、間質液中のグルコース濃度を持続的に測定・記録できるものであること。
 - イ 測定間隔・期間
 - ・1～15分間隔で自動的に測定データを記録できること。
 - ・一つのセンサーで14日間以上の連続測定が可能であること。
 - ウ 測定値の確認方法
 - ・測定値の取得に当たっては、センサーに専用端末をかざす動作を介さず、Bluetooth等の近距離無線通信により、参加者のスマートフォンへリアルタイムで自動送信される機能を有すること。
 - ・測定値の変動グラフを確認できること。
 - エ アラート機能
 - ・低血糖又は高血糖の兆候を検知した際に、利用者に通知する機能を有すること。
 - オ 安全性
 - ・医薬品医療機器等法に基づく医療機器承認を受けた製品であること。
 - カ 装着の容易性
 - ・参加者が、自ら簡易に装着及び操作することが可能であること。
 - ③ 持続血糖測定器の調達、配付及び装着支援に至るまで、医薬品医療機器等法その他の関係法令を遵守すること。なお、参加者への配付に係る配送費・事務手数料等は本委託料に含むものとし、効率的かつ安全な配付スキームを提案すること。
- (5) 対面形式の教室の実施
- ① 事業開始時及び終了時に、現地での集合型教室をモデル自治体ごとに開催すること。
 - ② 開催回数は、モデル自治体ごとに開始時1回、終了時1回とする。
 - ③ 開始時は、事業説明や、アプリ及び持続血糖測定器の利用等に関する支援を行い、参加者が初日から血糖の測定やデータの確認、アプリの利用を円滑に行うことができる体制を整えること。
 - ④ 終了時は、成果の振り返り、終了証の授与及び生活習慣の改善行動継続に向けた動機付けを行うこと。
- (6) コールセンターの設置
- ① 事業内容やアプリに関して、参加者やモデル自治体からの問合せに対応するコールセンターを設置すること。

- ② 電話での問い合わせは、平日の午前10時から午後5時まで対応することを目安とする。
- ③ アプリ内での問い合わせは、常時対応すること。

(7) 案内文書等の作成・印刷

- ① 対象者への案内文書の作成及び印刷は受託者が行うこと。また、案内文書は電子データでも提供すること。
- ② 案内文書の内容は、県及び受託者が協議の上決定すること。
- ③ 案内文書はA4版を基本とし、カラー刷りとすること。
- ④ 印刷見込み数は、1モデル自治体につき1,000部とする。
- ⑤ 対象者への案内文書の通知、申込みの受付及び参加者の取りまとめは、各モデル自治体が行うものとする。

(8) アンケートの実施

参加者に対して、事業開始時及び終了時にアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、県及び受託者が協議の上決定すること。

(9) 効果検証及び実施報告

本業務を通じて得られたアプリの利用継続率、利用状況、健康データ及びアンケート結果に基づき、導入効果や課題について定量的・定性的に分析及び検証を行うこと。報告に当たっては、参加者の行動変容の度合いやピアサポートの有効性を明らかにするとともに、次年度以降に市町村が事業を継続・展開するための改善案を含む実施報告書を提出すること。

5 アプリの機能要件

アプリは、以下の条件を満たすこと。

(1) 導入の容易性

- ① Android、iOS のアプリを提供する正規のストアに登録し、参加者が無料でアプリをダウンロードできること。
- ② 歩数計測機能を有すること。歩数計測機能は、当該アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ（Google Fit 等）のインストールやウェアラブルデバイスを利用する必要がないこと。ただし、利用者が求める場合にあっては、ヘルスコネクトや iOS ヘルステアアプリとの連携も可能であること。

(2) アプリの機能

- ① 参加者同士がチャットを通じて、写真及び歩数等により、運動習慣等の日次報告が行えること。
- ② 参加者に対して、週1回以上、健康に関する情報を配信できること。

(3) 管理及び運用

- ① 参加者の歩数、継続率及び取組状況等の行動変容につながるデータについて、リアルタイムで確認できる管理画面を、県及び各モデル自治体に提供すること。
- ② 管理画面から、文章及び画像によるお知らせ配信を行うことができること。

(4) 信頼性

- ① 5年間以上の安定した稼働実績があること。
- ② 月1回程度バージョンアップ（機能改善、バグ対応等）が行われており、常に最新のシステムを利用できること。なお、実際の運用として、直近1年間のアプリアップデート回数及びアプリストア評価の実績を示すこと。
- ③ 提供するアプリは、当該アプリを用いたピアサポートの仕組みによる行動変容効果について、学術論文又は臨床研究によりその有効性が確認されていること。
- ④ 他自治体でのピアサポートによる生活習慣病予防事業等の実施実績があること。

(5) システム構成・セキュリティ要件

- ① アプリのシステム構成は、データセンターにサーバ等を設置し、ネットワーク経由で利用するクラウド型とする。サーバ機器等の具体的な構成については、本仕様において求める要件を満たすように構成するものとし、県と協議の上で設計を行うこと。
- ② サーバ等のシステム運用に係る機器は、ISO27001 の取得又は同等のレベルを担保しているインターネットデータセンター等施設に設置すること。なお、データセンター及びサーバ等の機器は一体的な管理を行うこと。
- ③ システム運用時間は、原則24時間365日とすること。ただし、実際の運用時間に関しては、県と受託者が協議の上、決定する。
- ④ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
- ⑤ サーバダウン等のトラブルが発生した場合でも、速やかにサービス復旧の措置を講じること。
- ⑥ 構築に当たっては、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ⑦ ネットワーク通信は、SSL/TLS 等による暗号化通信を使用すること。

(6) 運用・保守体制

① 運用・保守体制

利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。

② 緊急時の対応

問合せ対応の時間帯以外に障害等が発生した場合にも対応できるよう、緊急時の連絡窓口を設置すること。

③ 保守体制

通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

④ 障害対応

障害等が発生した際の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに県へ報告するとともに、障害解消後、速やかに発生時からの対応状況をまとめた報告書を県へ提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出すること。
- ② 第三者についても「企画提案競技実施要領」中、「5 参加資格に関する事項」に定める参加資格の各要件に準じること。
- ③ 受託者は、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。
- ④ 受託者は、県の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

- ① 県は、本業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

- ① 本業務の実施により新たに制作された成果物（報告書、マニュアル、本業務専用で作成されたコンテンツ等）に関する著作権、所有権等は、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。
- ② ①にかかわらず、受託者が本業務の開始前から独自に所有していたプログラム、著作物、ノウハウ等（以下「受託者固有資産」という。）に関する権利は、引き続き受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は、県が本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、受託者固有資産の利用を無償で県に許諾するものとする。
- ③ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物を他に流用してはならない。
- ④ 契約時に成果品の著作権の帰属を県及び受託者の共有とする場合は、この限りではない。

(4) 機密保護・個人情報保護

- ① 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。なお、当該契約終了後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- ② 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- ③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、県が定める個人情報取扱特記事項を遵守の上、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いに留意するとともに、この事業による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が個人情報にアクセスすることがないよう厳格に管理するものとする。
- ④ 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- ⑤ 本業務の参加者が、受託者の提供するサービスの利用規約に基づき、受託者に対して直接同意した情報の取扱いについては、当該利用規約の定めるところによるものとする。ただし、受託者は、本業務を通じて知り得た機密情報を、県及び参加者の利益を損なう形で利用してはならない。
- ⑥ 受託者は、アプリの利用規約に基づき取得した情報を、サービスの品質向上や分析等のために、個人を特定できないよう統計的に処理した上で利活用できるものとする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を遂行する上で、著作権、肖像権や個人情報の取扱に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

7 想定スケジュール

時 期	内 容
令和8年7月	・各モデル自治体が健診結果から対象者を抽出
令和8年7月～8月	・案内文書郵送、参加者募集・決定
令和8年9月	・開始会（集合）の実施（持続血糖測定器やアプリの使用方法の説明、グループ編成等） ・実施前アンケートの実施 ・コールセンターの開設（9月～翌年3月）

令和8年10月～12月	・持続血糖測定器、ピアサポート型アプリの活用による生活習慣改善支援の実施（3か月間）
令和9年1月	・振り返り会、終了証授与（集合） ・実施後アンケートの実施
令和9年2月～3月	・事業実施報告書の作成

8 納品等

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下のとおり事業実施報告書等を県に提出すること。①②の期限は、事業完了日から起算して1か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

- ① 事業実施報告書（様式任意）
- ② 業務完了報告書（契約書様式）

※「①事業実施報告書」には、本事業に対するモデル自治体の意見等を聴取した結果を含めること。

(2) 納品先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策チーム

9 支払条件等

(1) 検査及び支払方法

- ① 業務終了後、県に「8 納品等（1）①②」を提出する。県は受託者からの報告書に基づき、委託料を確定する。
- ② 費用のうち、参加者の人数によって変動する費用については、参加者の人数に応じて額を決定することとする。
- ③ 額の確定後、受託者は請求書を県に提出し、県は、請求書の受領日から30日以内に、当該請求書に係る金額を支払うものとする。なお、県は委託料金を概算払いとすることができる。

10 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、契約締結後30日以内に、事業実施計画書を作成し、提出すること。
- (3) 受託者は、県及びモデル市町村との打合せ内容について記録・作成し、双方と共有すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えたときや、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 本事業の目的に照らし、より高い事業効果が期待できる独自の実施手法や、利便性・実効性を損なうことなく効率的な運営を可能とする代替案等があれば、適宜提案すること。
- (6) 契約の締結に当たっては、企画提案の内容を基本としつつ、委託候補者との協議により、事業目的の範囲内で必要に応じて内容の一部を修正・変更できるものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。